

茅ヶ崎市立浜之郷小学校
いじめ防止基本方針



令和7年6月

目次

I	基本的な考え方	- 2 -
1	法律上のいじめの定義	- 2 -
2	いじめに対する基本的な姿勢	- 2 -
(1)	いじめは絶対に許されない行為である	- 2 -
(2)	チームで取り組む「いじめをしない、させない、許さない」	- 2 -
II	いじめの防止等を推進する体制及び基本的な取組	- 3 -
1	いじめの防止等を推進する体制	- 3 -
(1)	いじめ対策委員会	- 3 -
(2)	いじめ対応チーム	- 3 -
(3)	いじめ重大事態調査委員会	- 3 -
2	いじめの未然防止	- 3 -
3	いじめの早期発見	- 4 -
4	いじめへの早期対応	- 4 -
5	いじめの解消	- 5 -
6	家庭との連携	- 5 -
7	地域との連携	- 5 -
8	関係機関等との連携	- 5 -
9	組織的対応の強化	- 6 -
III	いじめ事案発生時の対応（いじめ対応チーム）	- 7 -
1	事案把握時の初動	- 7 -
2	いじめ事案の調査	- 7 -
3	いじめ事案の支援	- 7 -
4	保護者への報告と対応	- 7 -
5	記録	- 8 -
IV	重大事態への対処	- 9 -
1	いじめの重大事態	- 9 -
2	重大事態発生の報告	- 9 -
3	重大事態の調査	- 9 -
4	保護者への情報提供	- 9 -
5	調査結果の報告	- 9 -
V	（資料1）記録用紙書式	- 10 -
VI	（資料2）いじめ事案発生時の対応の流れ	- 11 -

I 基本的な考え方

1 法律上のいじめの定義

いじめ防止対策推進法上、いじめは、同法第2条第1項において、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものと定義されています。

個々の行為が法律上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の定義するいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、いわゆる社会通念上のいじめの概念に引きずられ、限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本的な姿勢

(1) いじめは絶対に許されない行為である

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しています。

私たち教職員は、いじめは、どの学級のどの子どもにも起こり得るものであること、いじめは、どのような理由があろうとも、決して許されない行為であることを肝に命じ、家庭・地域及び関係機関と連携を図り、次のような認識で対応してまいります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
 - いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものである。
 - いじめは、「いじめを受けた子ども」や「いじめを行った子ども」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の子どもも含めた学級の所属集団の構造上の問題でもある。
 - いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ### (2) チームで取り組む「いじめをしない、させない、許さない」

私たち教職員は、普段から教育活動全体を通して「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」土壌を築くことを心掛けると同時に、いじめを認知した際には、「いじめはどの学級のどの子どもにも起こり得る」という認識の下、発生した事案に対して適時適切な指導・支援を図るとともに、その事案から子どもたちに学ばせたいことを明確にしながら、組織的な対応を行います。

Ⅱ いじめの防止等を推進する体制及び基本的な取組

1 いじめの防止等を推進する体制

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を推進するとともに、発生したいじめ事案に的確に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置し、毎月開催します。

(構成員)

校長、教頭、児童指導担当教員、教育相談コーディネーター、各学年主任

(活動内容)

- ・ 本基本方針の策定や見直し、及び年間計画、取組内容の検討・実行・検証
- ・ いじめ防止に係る実践的な教職員研修等の実施

(2) いじめ対応チーム

いじめを認知した場合には、事案毎に「いじめ対応チーム」を発足し、その対応にあたります。本チームは、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事案を適切に解決する相談・通報の窓口ともなります。

(構成員)

当該児童担任および学年職員、相談・通報を受けた教職員

- ※ 必要に応じて、管理職、関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に校長が参加を依頼。

(活動内容)

- ・ いじめ事案への対応（相談・通報への対応、対応方針の検討、対応、記録、報告）
- ※ 具体的な動き方は、Ⅲ、Ⅵ参照。

(3) いじめ重大事態調査委員会

いじめ重大事態について学校主体調査となった場合は、「いじめ重大事態調査委員会」を発足し、その対応にたります。

(構成員)

校長、教頭、児童指導担当教員、教育相談コーディネーター、各学年主任

- ※ 必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に校長が参加を依頼するとともに、専門的知識及び経験を有する専門家等を加えるよう努める。

(活動内容)

- ・ いじめ重大事態発生時の対応（調査、対応方針の再検討、対応、記録、報告）

2 いじめの未然防止

- ・ 比較的軽微ないじめについては、年度内において、いじめられる側あるいはいじめる側として、立場を変えながら、ほとんどすべての子どもたちが関わっていることが分かっています。いじめは、どの学級のどの子どもにも起こり得るものであるとの認識に立ち、組織

として未然防止の取組に努めることが大切であると考えます。

- 特に、配慮が必要な子ども（障がいのある子ども、外国につながる子ども、性的マイノリティとされる子ども等）に対するいじめについては、いじめを受けた子どもへの支援を適切に行うとともに、保護者との連携や周囲の子どもへの必要な指導を組織的に行うようにします。
- すべての子どもたちが安全・安心な環境の下、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。その中で、支えあい、聴きあい、学びあえる人間関係や学校風土をつくり出していくことが、未然防止の第一歩であると考えます。
- 子どもたちに「いじめはしない」という心を育むために、次のような取組に努めます。
 - * 職員の共通理解に基づく、規範意識の醸成
 - * 子どもたちの言動の模範となる教職員の、丁寧かつ誠実な関わり
 - * 子どもたちが抱えている問題（学業・家庭環境・人間関係等）に起因するストレス等の要因の改善を図るための心理・福祉的観点からの支援
 - * 日々の授業研究や定例授業研究会の充実による、学ぶ意欲、学びの実感の醸成
 - * ペア学習やグループ学習等、学習方法の充実による、他者と関わる能力の育成
 - * 情報社会の一員としての自覚を持ち、適切に行動する態度を身につけるための、情報モラル教育の推進

3 いじめの早期発見

- “された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」”、ということをも全教職員に周知するとともに、そのような認識・理解のもと、日々児童を見守り、認知をします。
- 職員は子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さないよう、日頃から子どもたちの言動を細やかに観察します。
- ふざけ合いのように見えても、子どもの受け止め方に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行います。
- 学校生活アンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設け、学期に1回以上実施します。
- 子どもたちが困ったときにいつでも相談しやすい仕組みや雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応します。
- 交換授業等を実施するなどして、複数の目で子どもたちの状況を把握するよう努めます。

4 いじめへの早期対応

- 「法律上のいじめではないか」と疑った・判断に迷ったとき、本人や関係者等からいじめの通報・連絡があったときは、軽微に思える事案でも迷わず、直ちにいじめ対応チームを発足し、共有します。

ただし、いじめ又はその疑いがある行為を見た場合や、現場に駆け付けた場合は、現場の職員がすぐにその行為をやめさせ、その場でできる範囲で個別の聞き取りや指導等の対

応をします。その後、「いじめ対応チーム」に報告し、対応に不備がないか確認を受けるとともに、対応を引き継ぎます。

- いじめ対応チームはⅢ、Ⅵに従い、実効的な解決に向けた対応を行います。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネット上で行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応を行います。

5 いじめの解消

- いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消したと判断することはできません。いじめを行った児童に対して指導を実施した後、いじめの再発が認められない状態が概ね3か月継続していることについて、いじめを受けた児童、及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察して判断するとともに、解消と判断する時点で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないか、本人の気持ちを確認することが必要です。

6 家庭との連携

- 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むために、家庭にも協力を求め、連携を図ります。
- 「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら」の存在と内容の周知を図り、学校と家庭が足並みをそろえたいじめ事案に対応できるよう図ります。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者を支援し、家庭との連携の下、問題をよりよく解決できるよう努めます。
- いじめを行った子どもに対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、必要に応じて心理・福祉的観点からの支援を行います。

7 地域との連携

- いじめの防止等の取組を推進するためには、地域全体で子どもたちを見守っていただく体制の構築が必要です。そのため、日頃から、推進協や民生委員児童委員、地域住民の方々と情報交換を行ったりするなどの連携に努めます。
- 学校運営協議会において、いじめに係る状況等について情報提供を行い、いじめ防止等のための取組の充実に係る連携・協働に向けた協議を行います。

8 関係機関等との連携

- 教育相談にあたっては、校内の心の教育相談員やスクールカウンセラーに加え、市青少年

教育相談室や県教育相談センターなどとの連携を図ります。

- いじめられた子ども、及びいじめた子どもが立ち直っていくために必要と認められた際には、医療や福祉の専門機関、地域の青少年育成団体、子ども家庭センターや児童相談所、警察などの関係機関等との連携を図ります。

9 組織的対応の強化

- 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付け、組織的対応の充実・強化を図ります。
- いじめ防止に係る実践的な教職員研修等を実施します。

Ⅲ いじめ事案発生時の対応（いじめ対応チーム）

※具体的な対応の流れについては、Ⅵのフローを参照

1 事案把握時の初動

- いじめ対策チームは、事案の把握後、即時対応できるメンバーを選定して、可能な限り迅速に初動にあたります。
- 初動後は、可能な限り複数で議論する場を設け、公正・中立な調査に努めるとともに、聞き取り対象者ごとに担当を割り振るなど、慎重に組織立った対応を行います。

2 いじめ事案の調査

- 調査にあたっては、事案の通報者（いじめの被害を訴えた本人を含む）を、いじめた子どもの報復等から守ることを最優先とした上で、再発防止に向けて、丁寧な対応を行います。
- いじめを行った子どもに対しては、相手を傷つける行為は許されないことを毅然と指導するとともに、「いじめ」という言葉にとらわれず、その動機や背景は丁寧に確認し、自身の気持ちを相手を傷つけない形で伝えたり、発散したりする方法を共に模索し、身につかせます。

3 いじめ事案の支援

- いじめの事実が確認された際は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識の下、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するとともに、特にいじめを受けた子どものケアを行います。
- いじめを行なった子どもに対しては、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

4 保護者への報告と対応

- 調査の経過や結果については、事案ごとの状況に応じて、ある程度まとまった時点で、双方の保護者に情報提供を行います。事例によっては電話のみの連絡とする場合もありますが、子どもたちの言い分に食い違い等がある場合は、学校に来校していただき、情報提供を行います。
- 報告内容は、その時点で把握できている事実やその後の対応の方針とし、双方の保護者が納得しない状態での保護者同士の話し合いの場は、設定しません。

5 記録

- 調査にあたっては、児童指導対応記録シートに記入し、情報を共有しながら、組織として対応します。
- 学校生活アンケートや、児童指導対応記録シートについては、卒業後5年間保存します。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

- いじめの重大事態については、国の基本方針及びガイドライン等により適正に対応します。
- 重大事態であるかは、次の考え方により判断します。
 - ①いじめにより、児童が、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - ②いじめにより、児童が、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合
※年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席いるような場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断による。

2 重大事態発生の報告

- 重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。

3 重大事態の調査

- 学校が主体となって調査を行うことになった場合は、「いじめ重大事態調査委員会」が調査をします。
- 各調査については、調査組織が、いじめを受けた子どもの保護者や各関係者の意見を聞きながら方法を決定し、実施します。

4 保護者への情報提供

- いじめの重大事態に関する調査の経過・結果については、ある程度まとまった時点で、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、情報提供を行います。また、特段の事情がない限り、いじめを行ったとされる子ども及びその保護者にも同様の情報を提供します。

5 調査結果の報告

- 調査結果は、市教育委員会を通して、市長に報告します。その際、いじめを受けた子ども及びその保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができることを、予めいじめを受けた子ども及びその保護者に伝えます。
- また、市教育委員会及び市長への報告の際は、調査結果、所見とは別に、調査結果を踏まえた今後の学校の対応方針についても併せて報告します。

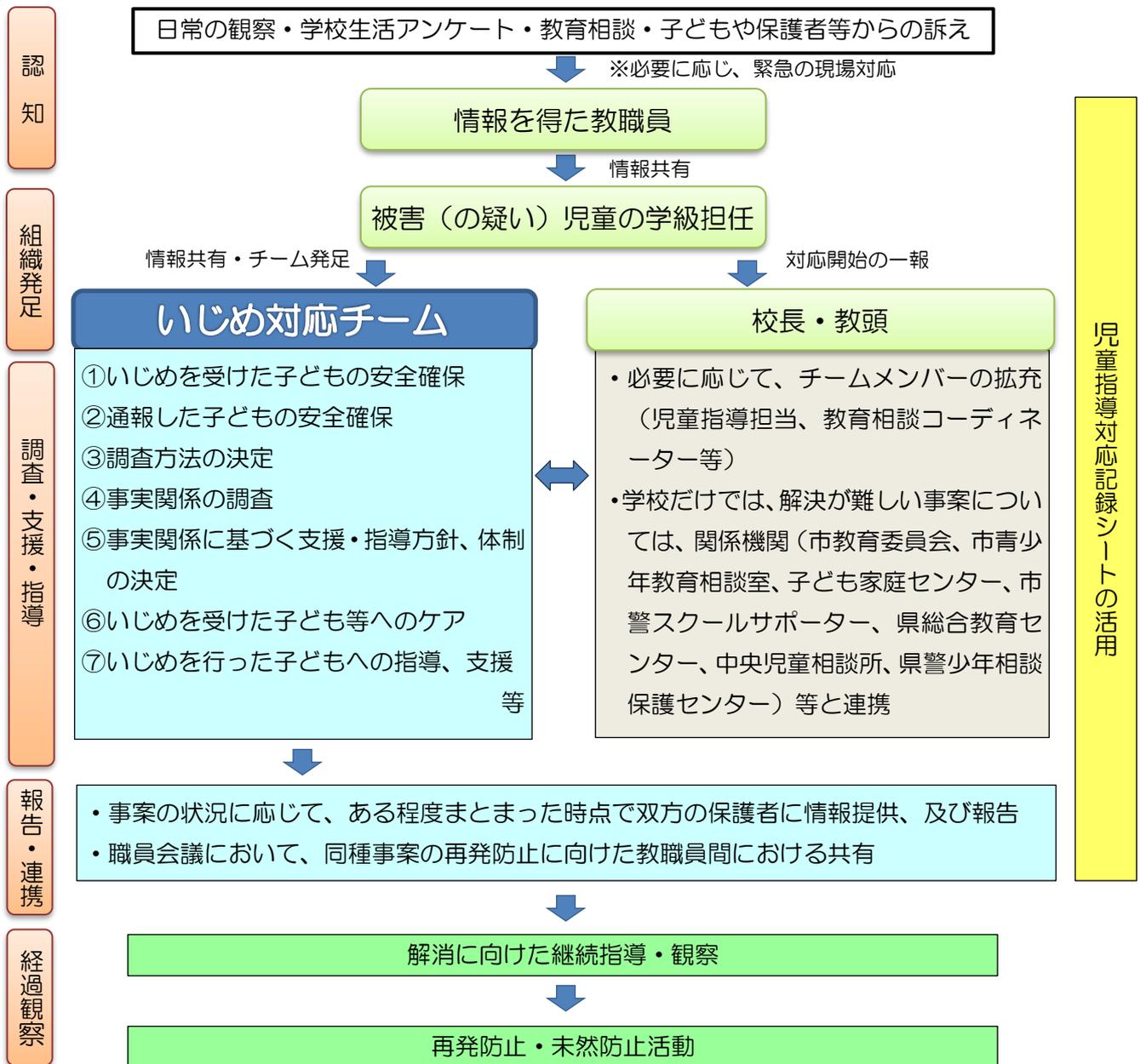
V (資料1) 記録用紙書式

いじめ記録用紙書式

児童指導対応記録シート

	聴いた人・記入者氏名	
①	月	
	日	
	発見のきっかけ	
②	月	
	日	
	①被害児童名	
③	いじめた人数	
	学年	
	②加害児童名	
④	内容(5W1H) 対応した教員・保護者 への対応も含む	
⑤	認知以前の 児童相談状況	
⑥	警察への通報・相談	
⑦	いじめられた側への 特別な対応	
⑧	いじめた児童への 対応	

VI (資料2) いじめ事案発生時の対応の流れ



※いじめの情報を得た場合は、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を行う必要があります。そのため、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。

※子どもたちの安全・安心を保証するため、いじめの対応については、組織として、慎重に行います。

※事案ごとの状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。